

令和 7 年度

玖珠町財政健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

玖 珠 町 監 査 委 員

(写)

監第 81801 号

令和8年8月18日

玖珠町長 宿 利 政 和 様

玖珠町監査委員 河 野 好 美

玖珠町監査委員 秦 時 雄

令和7年度 玖珠町財政健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和 7 年度 玖珠町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づく審査

第 2 審査の対象

1 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 令和 7 年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 玖珠町水道事業会計
- (2) 玖珠町簡易水道事業会計

3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の期間及び場所

令和 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 7 日まで

監査委員事務局 監査事務室

第 4 審査の方法

審査に当たっては、玖珠町監査基準に従い、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠し適正に算定されているか、その算定の基礎となる根拠資料の照合、関係職員からの聴取などを実施することにより審査を行った。

第5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令の規定に基づき適正に算定され、かつ、正確であるものと認められた。

1 健全化判断比率の状況

(単位：％)

区 分	7 年度	6 年度	比較増減	7 年度 早期健全化基準
(1) 実質赤字比率	△ 6.74	△ 7.67	0.93	14.61
(2) 連結実質赤字比率	△ 14.72	△ 16.08	1.36	19.61
(3) 実質公債費比率	4.2	3.9	0.3	25.0
(4) 将来負担比率	△ 64.0	△ 55.6	△ 8.4	350.0

＊比較増減の「増」は財政運営の悪化、「減」(△)は改善を示す。

(1) 実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字額（歳出総額が歳入総額を上回る場合の赤字額）が、標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標であり、令和7年度の実質赤字比率は、マイナスとなっており、早期健全化基準の14.61%と比較すると、これを下回っている。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計（一般会計、特別会計、水道事業会計）の実質赤字額が、標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標であり、令和7年度の連結実質赤字比率は、マイナスとなっており、早期健全化基準の19.61%と比較すると、これを下回っている。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等の負担する元利償還金及び準元利償還金（実質的な借入金などの年間返済額）が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標であり、当年度・前年度・前々年度の3カ年の平均値により算定される。令和7年度の実質公債費比率は、4.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等の将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標であり、令和7年度の将来負担比率は、マイナスとなっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

2 資金不足比率の状況

(単位：％)

会計の名称	令和7年度	早期健全化基準	備 考
(1) 玖珠町水道事業会計	—	20.0	
(2) 玖珠町簡易水道事業会計	—	20.0	

※資金不足比率の「—」の表示は、資金不足が発生していないことを示す。

(1) 玖珠町水道事業会計について

前年度に引き続き資金不足は発生しておらず、当比率の算定上は良好な状態にあると認められる。

(2) 玖珠町簡易水道事業会計について

前年度に引き続き資金不足は発生しておらず、当比率の算定上は良好な状態にあると認められる。

